資料２

第５次新潟市障がい者計画の骨子

第１部　総論

1 計画策定の趣旨
〇これまでの経緯や時代背景を踏まえて整理

2 計画の位置づけ
〇法的位置づけを整理

3 SDGs（持続可能な開発目標）との関係
〇SDGs との関係を整理

後日説明

4 基本理念及び基本目標
〇基本目標や各論を一部修正。

5 計画の期間
〇令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 年間とする

6 障がいのある人とは
〇本計画の対象となる「障がいのある人」の捉え方を整理

7 計画の構成
〇計画の構成について記載

【議事（２）】で説明

8 新潟市における障がい福祉の現状
〇手帳所持者数の推移などを記載

【報告事項（１）】で説明

9 新潟市における障がいのある人のニーズ
〇アンケート調査の結果・分析について記載

【報告事項（２）】で説明

4 基本理念及び基本目標

【基本理念】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

障がいのある人を取り巻く環境は、社会情勢や障がい福祉制度の変化、デジタル化の進展などにより、大きく変化しています。こうした中において、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として安心して暮らし、社会のあらゆる分野に参加・参画できる共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人の権利を尊重し、社会的障壁を取り除いていくことが重要です。

また、障がいのある人が地域の中で安心して自分らしく生活するためには、その自主性が十分に尊重され、自らの決定・選択に基づき、必要な支援や合理的配慮を受けながら、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画できる環境を整えることが必要です。

第 5 次計画では、基本理念に掲げる共生社会の実現に向け、「共生社会の実現に向けた障がい理解の促進」、「地域生活の支援体制の充実」、「ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実」の 3 つを基本目標とします。

これらの取組を総合的に推進することで、障がいのある人もない人も、互いの人格と個性を尊重しながら、地域で安心して暮らし続けることのできる共生社会の実現を目指します。

【基本目標】

共生社会の実現に向けた障がい理解の促進

障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会の一員として安心して生活し、様々な活動に参加できるよう、障がいを理由とする差別の解消や権利擁護を推進するとともに、障がいのある人に対する理解を深め、互いの人格と個性を尊重し合う意識の醸成を図ります。

また、市の事務・事業における合理的配慮の提供や、障がいのある人の利用に配慮した生活環境の整備など、障がいのある人を取り巻く社会的障壁の除去を進めます。

こうした取組を通じて、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、ともに支え合うことのできる共生社会の実現を目指します。

地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活することができるよう、必要な障がい福祉サービスを適切に利用できる体制を整えるとともに、身近な地域で気軽に相談できる相談支援体制の充実を図ります。

また、地域生活を支える人材の確保・育成やサービス基盤の整備を進めるとともに、保健、医療、福祉などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況やニーズに応じた支援を行います。

こうした取組を通じて、障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることのできる環境を整えます。

ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

障がいのある人が、それぞれのライフステージにおいて必要な支援を受けながら、安心して成長し、学び、社会生活を送ることができるよう、乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期など、それぞれの段階に応じた支援の充実を図ります。

特に、障がいのあるこどもの早期の気づきや療育、学校教育、放課後等の活動などの支援を充実させるとともに、学校卒業後の進路や就労につながる支援を行います。

また、支援を必要とする人が、ライフステージの変化に伴って支援の途切れを感じることがないよう、関係機関が連携し、必要な情報や支援を適切につなぐことで、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

5　計画の期間

本計画の期間は、令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 年間（第 5 次計画）とします。ただし、法律の改正等があった場合には、計画期間中に計画を見直すことがあります。

6　障がいのある人とは

この計画における「障がいのある人」とは、障害者基本法等の定義を踏まえ、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病による障がい、その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。したがって、各種の障がい者手帳を持つ人に限らず、障がいや社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている人を、広く「障がいのある人」と捉えます。

また、「社会的障壁」とは、「障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とします。

障がいのある人が地域社会の一員として安心して生活し、社会のあらゆる分野に参加・参画できるよう、必要な支援を行うとともに、社会的障壁を取り除いていくことが重要です。

7　計画の構成

第５次新潟市障がい者計画構成（案）	
総論	計画策定の趣旨／計画の位置づけ／SDGs（持続可能な開発目標）との関係／ 基本理念及び基本目標／計画の期間／障がいのある人とは／計画の構成／ 障がい福祉の現状／障がいのある人のニーズ
基本理念	障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。
基本目標	各論
共生社会の実現に向けた障がい理解の促進	1　権利擁護と社会参加の推進
	(1)障がいを理由とした差別の解消の推進　(2)権利擁護の推進 (3)障がいと障がいのある人に対する理解の普及　(4)福祉教育の推進 (5)ボランティア活動の支援・推進
	2　行政等における配慮の充実
	(1)選挙等における配慮等 (2)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
	3　生活環境の整備
	(1)住宅環境の整備　(2)安心・安全なまちづくりの推進 (3)緊急時支援体制の整備　(4)犯罪・消費者トラブルの防止
地域生活の支援体制の充実	4　地域生活の支援
	(1)相談支援体制の充実　(2)在宅サービスの充実　(3)経済的な支援 (4)サービス基盤の充実　(5)地域生活を支える人づくり (6)スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援 (7)情報提供・意思疎通支援の充実　(8)災害時支援体制の整備
	5　保健・医療・福祉の充実
	(1)障がいの早期の気づき・早期の支援 (2)医療・リハビリテーションの充実 (3)精神保健と医療施策の推進　(4)難病に関する保健・医療施策の推進
ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実	6　療育・教育の充実
	(1)就学前療育の充実　(2)学校教育の充実 (3)放課後等活動の充実
	7　雇用促進と就労支援
	(1)雇用促進と一般就労の支援 (2)福祉施設等への就労の支援
計画の推進に向けて	庁内の協力体制／当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力／計画の推進

第２部　各論

1 権利擁護と社会参加の推進

(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進

第５次新潟市障がい者計画(案)
〇現状と課題 障がいのある人が地域で暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、分け隔てなく全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。しかしながら、未だ社会全体には障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解、無理解がみられ、障がいのある人が差別を受けたり、不快な思いをしているケースがあります。 本市では、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（平成28年4月施行）に基づき、障がい等を理由とした差別の解消等を図るとともに、共生社会の実現を目指した取組を行っています。
〇施策の方向性 障がいを理由とした差別解消の未然防止策として、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための周知啓発・研修や、障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるための交流機会の提供等に関する取組を進めるとともに、条例推進会議の開催、事後対応策として相談・紛争解決に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進

第５次新潟市障がい者計画(案)
〇現状と課題 地域で安心して自立した生活を送ることができるように、障がいのある人や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。 障がいのある人や家族が地域で安心して自立した生活をしていくためにも、一層の権利擁護を推進していくことが必要です。
〇施策の方向性 障がいのある人や家族の権利擁護のため、障がい者基幹相談支援センターで各種相談や情報提供を行うほか、障がい者虐待については、通報や届出の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談や指導・助言を行うとともに、障がいを理由とする差別については、専門の相談員が対応にあたり、早期解決を図ります。 障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、個々の心身の状況や家族の意向等を踏まえながら、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。

また、成年後見制度の利用に係る費用の助成を引き続き行うとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業、虐待防止、差別の禁止など、権利擁護に関する制度等の周知啓発に取り組みます。

(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

障がいのある人に関する法律の制定や改定などにより、障がい福祉に関する施策は年々充実してきている一方、障がいのある人を取り巻く状況は変化しており、障がいの種別や程度、年齢なども多様化しています。

このような状況の中、障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしていくためには、地域生活や社会参加において、周囲の人たちが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、また理解を広めることが必要です。

令和8年2月に行った認知度調査では「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度は41.3%となっており、中でも10代以下の若年層における条例認知率は27.9%と特に低い傾向にあります。

〇施策の方向性

障がいや障がいのある人に対する社会全体の理解が今まで以上に深まるよう周知啓発に努め、限られた財源や資源の中で施策を継続していけるよう取り組みます。

「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の目的である共生社会の実現に向け、市役所職員をはじめ市民を対象にした条例の周知啓発を引き続き実施するとともに、「ともにプロジェクト」を推進し、障がいのある人への理解を深めるため、障がい者アートを活用した理解促進事業（公共空間におけるアート展示等）など、市民への啓発事業を展開します。

また、令和元年度より始めた、共生社会づくりに興味のある企業等をつなぐネットワーク「ともにＥｎｔｒａｎｃｅ（エントランス）」により、官民協働で、企業・団体等の交流を進めていきます。

また、ヘルプマーク等の障がいに関する各種マークについて、今後も周知啓発に努めます。

啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住み良い社会となるよう合理的配慮の必要性やユニバーサルデザインの考え方を進めます。

（4）福祉教育の推進

第５次新潟市障がい者計画（案）

〇現状と課題

本市では、学校教育等において、福祉読本を作成し、早い時期から発達段階や地域の特性に応じて、障がいや障がいのある人に対する正しい理解や助け合いの心を広めるための福祉教育を進めていますが、国の動向や市条例の内容などを受け、更に充実が必要です。そのために、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが共に学ぶ機会や、障がいのあるこども・障がいのある人とのふれあいの場を増やしていく必要があります。

〇施策の方向性

学校教育等を通じて、障がいや障がいのあるこども・障がいのある人に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。障がいのあるこどもも障がいのないこどもも同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育むよう、家庭、地域、福祉施設と学校などが共に連携して、障がいのあるこども・障がいのある人とのふれあいの場や、学び合う機会を増やしていきます。

小・中学校では、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが学ぶ場を設け、また、特別支援学校では居住地校交流の場を設けたりするなど、交流及び共同学習の推進に努めます。

障がいや障がいのあるこども・障がいのある人の理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある人を招いて話を聞く、実際に点字や手話、車いす等の体験をする、障がいのあるこども・障がいのある人の施設を訪問して一緒に活動するなどの体験的な学習にも取り組んでいきます。

また、福祉に関する理念や現状、共生社会の実現に向けた新潟市の取組などを、分かりやすく解説した福祉読本「だれもが心豊かに暮らせるまちづくり」を引き続き作成し、市立小・中・中等教育学校にホームページ上で閲覧できるようにしています。授業での活用により、児童生徒が福祉や市の取組について正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう取り組んでいきます。

(5) ボランティア活動の支援・推進

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

本市では、ボランティアグループなどが活発に市民活動を展開しており、障がい者施設や地域での生活を積極的に支援しています。社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動を推進する人材を育成するとともに、学校、企業、団体などが実施するボランティア講座へ講師を派遣するほか、各種ボランティア講座を市民に身近な各区で開催し、情報提供を行うことで、ボランティア活動を支援しています。

今後も、より身近な場所でボランティア活動を行う人と障がいのある人との交流やボランティア活動の場が必要です。

〇施策の方向性

ボランティア活動を通して障がいのある人の地域生活を支えたいと考える市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。

2 行政等における配慮の充実

(1) 選挙等における配慮等

第５次新潟市障がい者計画(案)
〇現状と課題 障がいのある人が、その権利を円滑に行使することができるように、選挙等における配慮を行う必要があります。 選挙に関する情報については、点字や音声による選挙公報の提供などを行っているほか、投票所においては、施設の段差解消用スロープの設置や設置ができない場合の人的介助支援、車いすや車いす対応記載台の設置、点字器等投票設備の設置を行っています。 障がいのある人が投票しやすい環境にしていくためには、選挙情報の周知、投票所の設備等の整備や事務従事者による適切な支援、投票所での投票が困難な人への支援などを充実していくことが必要です。
〇施策の方向性 選挙に関する情報については、点字や音声など多様な方法で提供します。 また、郵便等による不在者投票や指定病院等での不在者投票などの制度について周知し、投票所での投票が困難な人の投票機会の確保を進めます。 投票所においては、障がいのある人の利用に配慮した投票環境の向上のため、コミュニケーションボードや記入ガイド等の支援ツールを活用し、障がい特性に応じた円滑な投票を支援します。また、点字投票や代理投票の際には、事務従事者が適切な支援を行うなど、支援の充実に努めます。

(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

第５次新潟市障がい者計画(案)
〇現状と課題 障害者差別解消法の施行に基づき、職員対応要領（障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する新潟市職員対応要領）を策定し、新任職員研修や新任課長研修、職員基礎研修などの職員研修において、障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供について周知徹底を図っています。 市職員は事務事業を行うにあたり差別を行わないよう、職員対応要領に則して適切に対応する必要があります。
〇施策の方向性 市における事務・事業の実施に当たっては、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。 市職員に対して障がいのある人への理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。 また、市役所及び各区役所に「障害者職業生活相談員」を配置し、必要に応じて相談事例の共有を行うことで、障がいのある人が必要とする配慮等に関する理解を促進します。

3 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

第５次新潟市障がい者計画(案)
〇現状と課題 障がいのある人が住み慣れた住宅で快適な日常生活を送るためには、それを阻害している環境要因を軽減・除去し、安心して生活できる住環境を確保することが必要です。 本市では、在宅の重度の障がいのある人がいる世帯に対し、障がいのある人の住居に適するように改造するために障がい者向け住宅リフォーム助成事業を実施しています。 今後も、住宅のバリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要です。
〇施策の方向性 障がいのある人の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がいのある人に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅の整備を検討するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。 また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がいのある人の住居の確保を支援していきます。

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

第５次新潟市障がい者計画(案)
〇現状と課題 障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、交通機関や歩道・建物のバリアフリー化を進める必要があります。バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）及び「新潟市移動等円滑化基本構想」に基づき、駅、道路、信号機等のバリアフリー化を各事業者・管理者と一体的に進めています。 引き続き、障がいのある人や高齢者を含めた全ての人が建物、道路、公園、交通機関などを自由に利用できるまちづくりを進めていきます。
〇施策の方向性 従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。

(3) 緊急時支援体制の整備

第５次新潟市障がい者計画(案)
〇現状と課題 一人暮らしの重度障がいのある人の日常生活の安全を確保するため、障がい者あんしん連絡システムにより、24時間体制で緊急時の対応やサービス提供機関への連絡調整を行っています。 消防局の「消防指令管制システム」に登録するなどして、出動した各消防隊へ速やかに情報を共有することにより、安全・確実・迅速な消防活動が行われています。 また、聴覚・言語機能等に障がいにより、音声による１１９番通報が困難な人が、ファックスやスマートフォン等の簡単な操作により１１９番通報ができる緊急通報システムを運用しています。
〇施策の方向性 一人暮らしの重度身体障がい者が、家庭内で病気や怪我などの救急事態が発生した場合に、緊急連絡先へ速やかに連絡できる体制を確保することにより、安心・安全な在宅での生活を支援します。 聴覚や言語機能等に障がいのある人が、火災や救急時に安心して消防サービスを受けられるよう、音声によらない１１９番緊急通報システムについて周知を図ります。

(4) 犯罪・消費者トラブルの防止

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

消費者を狙う特殊詐欺や悪質商法は社会の情勢に応じ、次々と新しい手口が生まれ、悪質商法による消費者被害が拡大し社会問題化しています。特に判断が不十分な障がいのある人が、だまされたり、悪質な訪問販売などによる被害に遭うケースがあります。

障がいのある人が犯罪や消費者トラブルの被害者にならないための問題意識を高めてもらう一方で、家族をはじめ地域の人々の見守り活動も重要です。

〇施策の方向性

グループホームや通所施設などと連携し、障がいのある人やその家族に対する消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。

契約者・相談者の家族の協力を求めるとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に向け関係者と連携し、広く周知に努めます。

犯罪被害や消費者被害の防止にあたっては地域が一体となって取り組むことが有効であることから地域・町内会などに対し、防犯や消費生活に関する出前講座を実施します。

消費者被害防止のための見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)を通じて、障がいのある人の消費者被害の未然防止に取り組みます。

4 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

本市では、これまで全区に相談支援事業者を設置し福祉サービスの利用等に係る基本的な相談支援やサービスの利用援助を行うとともに、市内４カ所に障がい者基幹相談支援センターを設置し総合的・専門的な相談支援の提供や関係機関との連携による相談支援、専門機関の紹介、地域の相談支援事業者への助言や人材育成、地域移行・地域定着に関すること、権利擁護、虐待防止、差別解消などの取組を実施しました。また、一般的な相談については区役所の窓口等で受け止めるとともに、各区に身体・知的障がい者相談員を設置し、障がいのある人が身近なところで相談や情報提供が受けられる体制の整備を図ってきました。

障がい福祉サービス事業者、保健、医療、教育、雇用、介護などといった関連する分野の関係者や当事者団体で構成する障がい者地域自立支援協議会については、全体会のほか、運営事務局会議・区自立支援協議会・専門部会を設置・運営し、地域の関係機関によるネットワーク構築を図ってきました。

一方で、障がいのある人とその家族が抱える課題は多様化しているため、各機関や関係者には専門的な知識や支援技術が求められているとともに、連携や情報共有も重要になってきます。

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、各機関の連携による障がい福祉サービスの提供体制の充実とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

医療的ケア児が地域で安心して生活していけるよう、個々の状況等に応じた適切な支援を提供することが求められており、基幹相談支援センターに配置している医療的ケア児等コーディネーターが、県医療的ケア児支援センターと連携して医療的ケア児及びその家族に対する相談支援の取り組みを進めています。

〇施策の方向性

障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。

今後も引き続き、地域の相談支援事業者や区役所等による相談支援を実施するとともに、障がい者基幹相談支援センターにおいては、障がい種別や年齢等を問わず、あらゆる相談を受け止め、総合的な支援を行い、地域の相談支援事業者や専門相談機関等との連携による継続的な相談支援を実施することで、誰もが安心して相談できる体制の整備に努めます。

また、各区役所や関連部署との連携を深めるとともに、各種研修を実施し、職員や相談員の能力向上に努めていきます。併せて、各区に配置している身体・知的障がい者相談員の積極的な活用や、必要に応じ

て、適切な医療の提供につながるよう関係機関との連携に努めます。

その中で、家族の状況など障がいのある人を取り巻く環境の変化に伴う不安を解消し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。

さらに、障がいの特性等に起因して生じた緊急時の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制を確保し、必要に応じて訪問支援及び受入支援を実施します。

発達障がい、難病、高次脳機能障がい、強度行動障がい、医療的ケア児者、矯正施設退所者などへの対応については、それぞれの障がい等に関する専門機関との連携や支援体制の充実に努めます。

発達障がいについては、乳幼児期から学校、卒業後の就労へと切れ目のない支援が必要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから、関係機関との連携を図るとともに、新潟市児童発達支援センター「こころん」・発達障がい支援センター「JOIN」において、発達障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。

ひきこもりへの支援については、ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら、他者との交流が限定的で、生きづらさを抱え支援を必要とする本人やその家族、支援者などに対して支援を実施します。また、同センターが区社会福祉協議会等と協力・連携し出張相談を行うほか、居場所の運営についても技術援助を行うなど地域の特性に合わせた支援に取り組みます。

配偶者やパートナーからの暴力（ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス）に悩む人については、新潟市配偶者暴力相談支援センターが関係機関と連携しながら支援を行います。被害状況などについて話を聞き、相談者の意向を尊重しながら支援に取り組みます。

災害時に必要となる被災者の相談支援体制については、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、その充実に努めます。

医療的ケア児が成人になっても、又、重度心身障がい児者についても、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるよう、保健、医療、教育、福祉などの関係機関同士の連携や相談支援体制の充実に努めます。

これらの相談支援体制を効果的に実施するため、障がい者地域自立支援協議会等により、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応方法、地域課題の抽出及び対応する施策について定期的に協議を行います。

(2) 在宅サービスの充実

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

ホームヘルプサービス、ショートステイ事業等は、障がいのある人の地域生活を支える上で、欠かすことのできないサービスです。これらの在宅サービスは今後も需要が見込まれており、障がいのある人のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

ホームヘルプサービスについては、利用者の重度化、高齢化などに対応するために必要なサービス量を確保していく必要があります。また、ショートステイについては、利用者数・利用日数が年々増加していますが、利用定員が限られているため、緊急的なニーズに応えられる空室の不足や医療行為を要する重度者の受け入れ先の不足が課題となっています。

〇施策の方向性

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。利用者により質の高いサービスを安定的、継続的に提供するために、今後もサービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。

(3) 経済的な支援

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

障がいのある人に対する経済的な支援として特別障害者手当、特別児童扶養手当など各種手当の支給を行うほか、生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。さらに、福祉タクシーの利用助成や自動車改造費の助成を行うことにより、重度の障がいのある人の外出への負担軽減を図っています。

また、今後は、障がい年金制度など市が行う制度以外のものも含め、各種制度を漏れなく、活用していただく必要があります。

〇施策の方向性

障がいのある人の生活基盤の安定を図るため、区役所窓口や基幹相談支援センターにおいて年金や各種手当、また生活保護制度等に関する情報を提供するなど、制度周知に努め、適切な支給を行います。

移動が困難な重度の障がいのある人の外出を支援する各種助成制度の周知を徹底するとともに、制度の利便性向上に努めます。

また、障がい福祉サービスの利用者負担については、当面の間、市独自の負担軽減策を実施し、障がいのある人の経済的な負担の軽減を図ります。

(4) サービス基盤の充実

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

入所施設には、様々な障がい程度の人が入所しており、地域での生活が可能な人については、入所施設から地域生活への移行が求められています。一方で、入所施設の利用を希望する待機者が多数おり、入所したい方がすぐに入れない状況となっています。

また、生活介護などの日中活動系事業所やグループホームの数に地域によって偏りがあることや、重症心身障がい者や強度行動障がいを有する方、医療的ケア児者等が利用できるグループホームや日中活動系事業所、ショートステイ事業所が不足していることも課題です。

さらに、精神障がい者が安心して地域生活を送るためには、受け皿となる住居や活動の場などの物質的資源の充実だけでなく、公助・共助による人的支援の充実や、差別や偏見のない地域づくりが課題となることから、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が求められます。

〇施策の方向性

障がいのある人が地域で自立して生活していくため、生活介護などの日中活動系事業所、住まいの場としてのグループホームなど、サービス基盤の整備・充実・質の向上に努めます。また、グループホーム体験の機会や場の提供など、入院・入所施設から地域生活への移行を促進する支援策を検討します。

重症心身障がい者や強度行動障がいを有する方、医療的ケア児者等が利用できる事業所の整備を推進するとともに、施設入所待機者の解消に向けた取組を引き続き行います。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、地域課題を共有し、包括的な支援について検討します。また、行政機関、精神科医療機関、関係事業所によるネットワークを強化するとともに、人材育成を行い、各機関、事業所における支援技術の底上げを図ります。

(5) 地域生活を支える人づくり

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、お互いに理解し、助け合うことのできるコミュニティが必要であり、人と人とのつながりを育むことが大切です。

精神障がいにおいては、当事者同士、家族同士がつながり、支え合う場として、当事者団体や家族会が活動しています。これらの団体等や関係機関と連携した施策の展開が一層求められています。

在宅で生活している医療的ケア児者の支援については、昼夜を問わず常に看護・介護が必要であり、主にその家族が担っています。休息時間やきょうだいとの時間、就労機会の確保など様々な面で家族が負担を感じています。

〇施策の方向性

身体障がいのある当事者や知的障がい者の保護者に障がい者相談員として委嘱し、地域において身体や知的に障がいのある方やその保護者等への相談支援を行います。身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、関係機関と連携し障がい者のニーズに応じた対応を行い、障がい福祉の増進を図ります。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、顔が見える関係性を構築しながら地域づくりに向けた課題を協議し、互いが学び合うことで、より良い共助の仕組みづくりを図ります。また、研修会や交流会など当事者団体等との共同事業を開催・実施します。

併せて、市民や関係機関の職員に対し講座や教育研修を行い、精神疾患や精神障がいへの理解を促進します。

医療的ケア児者を持つ家族に対する心身の負担軽減につながる支援策を検討します。

(6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

障がいのある人の社会参加を支援する観点から、新潟県と共催で、新潟県障害者スポーツ大会を開催しています。

また、障がいの有無にかかわらず創作、発表及び交流できる機会の充実を図るなど、障がいのある人も文化芸術活動へ気軽に参加できる機会を創出しています。今後も、地域住民と協力しながら文化芸術・スポーツ活動の充実を図っていくことが必要です。

さらに、障がいのある人が、生涯を通じて様々な活動に親しみ、地域や社会とつながりを持ちながら、新たな役割や生きがいを見つけ、自分らしく生活できるよう、スポーツ活動や文化芸術活動、余暇活動等への参加機会を充実させていくことが必要です。

〇施策の方向性

障がいのある人の社会参加を促進し、健康づくりや生きがいづくりにつなげるため、文化芸術活動やスポーツ活動の機会確保に向けた様々な取組を進めます。また、障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できるよう、活動内容を工夫するとともに、積極的に周知・広報に取り組みます。

東京2020パラリンピックの開催を契機に、全国的に障がいの有無に関わらず、共にスポーツに参加するという機運が浸透しており、本市においても引き続き障がい者スポーツの取組を推進していきます。

全国障害者スポーツ大会への派遣に加え、ボッチャ・フライングディスクのスポーツ施設での用具貸出などを通じて、スポーツ活動の機会を充実させるとともに、障がいの有無にかかわらずスポーツを通じて交流できる環境づくりを推進します。

また、読書を含む文化・余暇活動に親しむことができるよう、障がいのある人の読書環境の整備を進めます。

日常生活を豊かなものにするためには、余暇を活用して趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要なため、余暇活動を充実させ、社会参加を促進するための支援を行います。

また、障がいのある人が地域や社会とかかわれる学習活動等に参加し、新たなつながりを広げることで、生きる喜びや幸せな生活を感じられる機会が増えます。関係機関等と連携しながら、障がいの有無にかかわらず共に学び続けることができる場や機会の提供・充実に努めます。

加えて、生涯にわたる学習活動等への参加を支援し、学びを通じた生きがいや豊かな生活につながるよう、余暇やレクリエーション、学習活動等に関する情報を発信していきます。

(7) 情報提供・意思疎通支援の充実

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

障がいのある人が地域で安心して生活し、社会参加するためには、障がいの特性に応じて必要な情報を取得し、利用することができる環境の整備が重要です。

これまで、手話通訳者の配置や手話通訳者・要約筆記者等、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業のほか、市報にいがたの点字版や音声版（デイジー版・一般ＣＤ版）を作成し、希望者への郵送、市長記者会見の手話通訳など、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に必要な情報を提供し、意思疎通支援を実施してきました。

また、手話が言語であるとの認識の下、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念とする「新潟市手話言語条例」（平成31年の4月施行）に基づき、手話への理解の促進や手話の普及等に取り組んでいます。

しかし、派遣件数の多い平日の昼間に派遣できる手話通訳者等や要約筆記（パソコン）者等の確保や重要性・緊急性の高い情報の迅速な情報提供が課題となっています。

また、視覚に障がいのある人など、活字による読書が困難な人が必要な情報を取得できるよう、「新潟市読書バリアフリー推進計画」に基づき、読書環境の整備を進めています。

一方、アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実や、読書支援を担う人材の確保・育成、情報発信などが課題となっています。

今後も、障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、意思疎通支援は一層必要です。

〇施策の方向性

視覚・音声による説明や案内・選択項目がないなどといった社会的状況の中で、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、意思疎通支援のための手段についての選択の機会が確保されるよう、また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。

意思疎通支援を必要とする障がいのある人に対して、手話通訳者等や要約筆記者等、盲ろう者向け通訳・介助員等を派遣するとともに、地域で障がいのある人を支える人材の養成・スキルアップを図っていきます。

視覚に障がいのある人など、活字による読書が困難な人が読書を通じて文字・活字文化を享受したり、情報を取得したりできるよう、読書環境の整備（読書バリアフリー）を計画的に推進します。

また、ＩＣＴやデジタル技術を活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がいのある人がスマートフォンなどのデジタル機器や情報通信技術を、気軽に利用できるようなサポート体制の充実を図ります。

市のホームページ等においては、内容の充実はもちろん、障がいのある人を含む全ての人が、利用にあたって不自由さを感じることのないようウェブアクセシビリティに配慮した情報発信に努めます。

(8) 災害時支援体制の整備

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

昨今、豪雨、暴風、地震などの自然災害が頻発化・激甚化するほか、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症が発生する中で、このような大規模な災害が発生した際に、障がいのある人やその家族が安心・安全に生活が送れるよう、必要な障がい福祉サービス等が確保されるとともに、障がいのある人に対して必要な支援が行き届くことが重要です。

災害に対する配慮としては、自主防災組織等に自力避難が困難な状態である人の名簿として「避難行動要支援者名簿」の提供を行い、同組織等において避難支援方法等を検討してもらうことで，地域における「共助」の仕組みづくりを促進し，地域防災力の向上を図り，災害時における可能な範囲での避難支援につなげていきます。

〇施策の方向性

国や県等から通知される情報の収集に努め、通知に基づく障がい福祉サービスや各種手当、事業所運営等の取扱いについて柔軟に対応します。

また、国や県等からの通知を事業所へ情報提供するとともに、現場の状況やニーズ等の把握に努め、必要な支援が幅広く行き届くよう努めます。

高齢者や障がいのある人、難病患者、介護が必要な人等、災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な人を対象に、円滑な避難支援等の実施のため避難行動要支援者名簿を作成・更新し、自治会・町内会・自主防災組織や民生委員・児童委員などに提供します。

これにより、災害時における共助の仕組みづくりを進めるとともに、日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自治会・町内会・自主防災組織などによる個別避難支援計画の作成を推進します。

また、障がい特性に応じた多様な情報提供手段の確保を行うとともに、当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。

大規模災害により、避難所が開設された場合には、必要に応じ福祉避難所を開設し、障がいのある人等，通常の避難所では生活が難しい人が安心して避難生活を続けられるよう、障がい等の特性に応じた支援を行うとともに、特性に応じた情報提供や必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。

5 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの早期の気づき・早期の支援

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

５歳児健康診査を加えた乳幼児健康診査を行い、こどもの特性を早期に把握するとともに保護者の気づきを促し、教育・保育施設に配置している発達支援コーディネーターや児童発達支援センターなどの関係機関と連携し、相談支援に努めています。

また、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、ことばや発達に遅れのみられる就学前の児童に対して幼少期から発達支援を行っています。

新潟市発達障がい支援センター「JOIN」でも、乳幼児の発達支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて心理・発達検査を実施しています。

一方で、保護者がこどもの特性について十分理解できないまま、入園や入学を迎えることも多いことから、保育所等や学校、児童相談所などの関係機関と連携を深めながら継続して支援する必要があります。

〇施策の方向性

今後は、更に言語の理解能力や社会性が高まる５歳の頃に健康診査を実施し、こどもの特性を早期に把握するとともに、保健・医療・福祉が連携して、就学に向けて切れ目のない支援体制の充実に努めます。

また、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、早期に発達相談や療育を行うとともに、地域の保育園等に巡回支援専門員を派遣して集団生活上配慮が必要な子への適切な環境整備を行います。さらに、必要に応じて保育所等訪問支援事業や児童発達支援事業所等の利用につなげるなど、切れ目のない支援体制の充実に努めます。

(2) 医療・リハビリテーションの支援

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

障がいを軽減するための「自立支援医療の給付」と、医療費の一部を助成する「重度障がい者医療費助成」、「精神障がい者入院医療費助成」など、経済的な負担軽減を図っています。

また、障がいのある人の自立と社会参加を促すために、身体機能の回復や日常生活の改善を目的とした訓練事業を実施しています。

〇施策の方向性

障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。

障がいのある人の歯と口腔の健康づくりが推進されるよう、口腔保健福祉センターを中心とした歯科受診や口腔ケアを受けやすい環境づくりに取り組んでいきます。

機能回復訓練用プールの運営など身体機能の維持向上だけでなく、日常生活訓練や歩行訓練など、障がいのある人の日常生活の質の向上と社会参加の促進を支援します。

また、高次脳機能障がいのある人の自立と社会参加を促すために、支援のあり方を検討します。

(3) 精神保健と医療施策の推進

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

社会の複雑多様化や超高齢化社会の到来等により、生きづらさを抱え、精神疾患を患うに至ることもあります。

そのような中、本市の自殺者数は減少傾向にあるものの、依然として政令指定都市の中では、自殺死亡率が高い水準で推移しています。

また、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症の問題は、誰もがかかり得る疾患である一方、疾患の特性として本人は病気であることを自認しにくいことから、治療や相談に結び付きにくい状況にあります。令和2年度にこころの健康センター内に依存症相談拠点を設置し、相談体制の強化に努めています。

精神疾患を含めたこころの問題においても、不調に早期に気づき、対応することが望ましく、そのためにこころの健康センターや各区役所及び地域保健福祉センターで、精神保健や精神科医療に関する相談、訪問指導を実施し、市民のこころの健康の保持増進を図っています。

併せて、精神科における救急医療として、市民が緊急に精神科医療が必要になった時のための精神医療相談窓口の設置、休日と夜間における病院群の輪番制による精神科医療体制の確保を新潟県と共同で行っています。救急医療や身体合併症治療における一般医療機関と精神科医療機関の連携が課題となっています。

精神障がい者の医療費に係る経済的負担の軽減を図るため、平成26年9月1日から重度障がい者医療費助成の対象者に精神障害者保健福祉手帳１級所持者を加え、医療費助成の拡充を実施しました。精神障がい者入院費医療費助成、自立支援医療（精神通院）の給付と併せて、経済的負担の軽減を図っています。

〇施策の方向性

複雑多様化する相談に対応するために、関係職員を対象にした専門研修を継続して実施します。

自殺対策については、「第3次新潟市自殺総合対策行動計画」に基づいて、引き続き、地域ネットワークの強化や人材育成に取り組むとともに、若年層の自殺対策を強化します。

依存症対策については、依存症者や家族等が適切に治療や支援につながるよう、正しい知識と理解を広めるための普及啓発を行うとともに、依存症専門医療機関での治療や自助グループ、家族会等のサポートにつながるよう、関係機関との連携を強化します。

精神科救急医療については、一般医療機関と精神科医療機関の相互理解の促進を目的に、協議する場を設け医療機関間の連携の強化を図ります。

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

難病とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、「発症の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とするもの」と定義されています。

難病は、長期の療養生活を必要とするため、難病患者や家族を取り巻く状況の変化を踏まえ、住み慣れた地域で安心して療養しながら生活を続けていけるよう、関係機関と連携し、生活・治療・就労面における相談、助言、サービスを幅広く提供できる体制を構築する必要があります。

併せて、難病患者や家族が地域で尊厳をもって生活することができるよう、社会全体が難病に関する正しい知識と理解をもつことが必要です。

〇施策の方向性

難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

また、難病患者の療養における日常生活上での悩みや不安等の解消を図り、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施するため、新潟県・新潟市難病相談支援センターを運営するほか、新潟市難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題の共有と地域の実情に応じた体制整備の協議を行い、関係機関等との連携を推進し、難病対策の発展を図ります。

6 療育・教育の充実

(1) 就学前療育の充実

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

就学前の障がいのあるこどもには、療育を通じて心身の発達を促すとともに、基本的生活習慣を身に付けることや集団生活に適応するための基礎づくりを行っています。

また、保護者への相談体制を整備し、障がいのあるこどもや発達が気になるこどもの子育てへの不安を軽減しています。

保育所等では、障がいの有無にかかわらず、園生活の中で一人一人のこどもが共に成長できるよう、発達や特性に応じた支援を行っています。友だちや保育者とのかかわりを通して、社会性や生涯にわたる生きる力の基礎を育んでいます。

〇施策の方向性

障がいのあるこどもが、身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう、地域での体制を整備するとともに、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」、新潟市児童発達支援センター「こころん」などの専門機関の充実を図ります。

また、ペアレントメンターやペアレントトレーニングなど保護者支援につながる取組の充実に努めます。

市内教育・保育施設における障がい児支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めるほか、研修による職員の資質向上や教育・保育施設への巡回支援専門員の派遣、保育所等訪問支援などにより、こどもが日常的に通う場で、こどもの特性に応じた支援体制の充実を図ります。

また、市内全ての教育・保育施設で障がいのあるこどもの受入体制を整備します。

(2) 学校教育の充実

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を目指して、障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実を図っています。また、共生社会の実現を目指しインクルーシブ教育システム構築を進めていく必要があります。そのために、障がいのある児童・生徒の多様なニーズに応えることができるように多様な学びの場の充実や関係機関との連携を深める必要があります。

児童・生徒の個々のニーズや特性に応じた個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成とともに、合理的配慮の提供を進めることが必要です。個々の児童・生徒の課題解決のためのきめ細かな把握と指導の充実、さらに、指導にあたる教職員が多様な障がいの特性や指導方法に関する専門性を身に付け、指導力を向上させることが必要です。

〇施策の方向性

個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場の整備や医療や福祉等の関係機関との連携体制の整備を含めて、より良いあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、校舎等の改修や備品、教材、支援機器等の充実も図るとともに、地域の様々な専門機関を有効活用し、合理的配慮の提供を進めます。

通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気づきや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。

さらに、通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として特別支援教育支援員や特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。

個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。

障がいのないこどもの障がい理解については、総合的な学習の時間などで、障がいのある人や高齢者について、基本的な情報を紹介している福祉読本を活用しながら、障がいのある人や高齢者と接する際に活かせるよう理解の促進に努めます。

就学や進学及び就労など将来の方向性について、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に進めていきます。

今後も、「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を基に学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切につながるように努めていきます。

また、教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや学校支援課で開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実に努めていきます。

さらに読むことが困難な児童・生徒が学習や読書に取り組めるよう、読書環境の整備を進めます。

(3) 放課後等活動の充実

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

障がいのあるこどもに対して、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービスを利用することにより、学校教育と相まってこどもの自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進しています。

しかし、利用者が増加していることから、事業所数の増や地域偏在の解消を進めていく必要があります。

また、障がいのある人が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、分野横断的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目ない支援を行う必要があります。

〇施策の方向性

放課後等において、放課後等デイサービスによる生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図り、学校と連携しながら障がいのあるこどもの放課後等活動の充実に努めます。

また、放課後児童クラブでの障がいのあるこどもの受入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実を図ります。

学校卒業後において、障がいのある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持、開発、伸長するため、効果的な学習や支援のあり方を検討するとともに、各ライフステージにおける学びを支援します。

7 雇用促進と就労支援

(1) 雇用促進と一般就労の支援

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

障がい者雇用については、平成25年の障害者雇用促進法の改正で障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を雇用分野で規定しています。

事業主には障がい者雇用が義務付けられており、令和8年7月1日から民間企業においては2.5%から2.7%に、地方公共団体等にあっては2.7%から2.9%に、教育委員会は2.4%から2.5%に引き上げられました。

こうした動きにより障がい者雇用に対する企業の関心は高まっており、障がいのある人の就職件数や新規求職申込件数は年々増加し、本市においても福祉施設から一般就労への移行者は、増加傾向にあります。とりわけ、精神障がい者の件数は、大幅に増加しています。

本市では、これまで障がい者職業能力向上支援事業によるセミナーや刊行物等により障がい者雇用の普及、啓発に努めてきました。また、平成25年10月に新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を開設以降、就職を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した伴走型支援を行ってきました。

しかしながら、就職を希望している障がいのある人はまだ多数おり、就職後の定着や、雇用率達成企業が5割にも満たないなどの課題があります。

また、難病患者については法定雇用率に算定されず、就職がしづらい状況にあります。

〇施策の方向性

新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を中核として、一人ひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの伴走型支援により障がい者雇用拡大の取組を継続するとともに、事業主からの相談に応じるなど障がい者雇用企業の支援、拡大にも努めます。

障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援事業の職業訓練により、障がいのある人の職業準備性や働く意欲を向上させるとともに、関係機関との連携を図りながら障がいのある人を雇用する企業や実習先の開拓を行います。

平成30年10月から始まった就労定着支援については、定着支援に係る支援の必要性について周知に努め、利用の促進を図るとともに、平成26年2月に結成した、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」の取組により、障がいのある人の雇用に積極的に取り組む企業への支援も実施していきます。

農業分野においては、農家の人手不足解消と福祉事業所の工賃向上のため、新潟県と連携し福祉事業所の施設外就労による農福連携の拡大を図ります。

(2) 福祉施設等への就労の支援

第５次新潟市障がい者計画(案)

〇現状と課題

本市では、これまで就労継続支援給付費の支給を行うことで、企業での就労が難しい障がいのある人の就労の場としての機能を提供してきました。また、地域活動支援センターにおいて、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、日中の居場所や社会経験の場づくりなど、様々な機能を提供するため、地域活動支援センター運営費の補助を行ってきました。

しかし、多くの就労継続支援事業所では商品開発や製作能力、販路に限界があることから、そこで支払われる工賃は低額となっています。

また、ＮＥＸＴ２１にある「まちなかほっとショップ」では、障がいのある人が作った製品や作品の販売支援を行っていますが、販売実績はほぼ横ばい状況にあります。

今後は、商品開発力の向上、共同受注等による工賃の増額のための取組の支援が必要です。

〇施策の方向性

就労継続支援給付費の支給や地域活動支援センター運営費の補助を引き続き行い、就労の場の確保や地域活動支援センターによるサービスの提供を支援します。

今後も授産製品や請負業務などを市民にＰＲして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。

また、福祉施設の商品開発力の向上や事業の創出につながるよう、積極的に他都市の参考事例について情報提供を行います。

「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者施設や障がいのある人を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用します。

第３部　計画の推進に向けて

1 庁内の協力体制

〇庁内関係部局の連携による協力体制を記載

2 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力

〇団体や事業者等との協力体制を記載

3 計画の推進

〇障がい者施策審議会等との関わりなどについて記載

後日説明